

京都市告示第315号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である京都アクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定に基づき、同施設内のメインプール及び飛び込みプール並びにアイススケートリンクを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年9月14日

京都市長 門川 大作

令和2年9月28日（月）から同年10月31日（土）までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日に加える。

また、アイススケートリンクを供用しない日について、令和2年5月1日（金）から同年10月31日（土）までを、令和2年5月1日（金）から同年10月27日（火）までに変更する。

（理由）

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事等を行い、アイススケートリンクの供用を早期に開始するため

（文化市民局市民スポーツ振興室）